

番 号	30請願第6号 (議会運営委員会付託)
受理年月日	平成30年11月27日
件 名	請願の迅速な審議と採決について
提 出 者	三鷹市在住 佐藤 和夫
紹介議員	増田 仁
要 旨	
<p>〔趣旨〕</p> <p>市民として、議会に要請をする方法として、請願がありますが、請願提出後、その審議と採決に時間がかかる場合があります。</p> <p>私は、「三鷹市議会本会議場において国旗及び市旗の掲揚を求める請願について」という請願を提出していますが、現在に至るまで、「継続審議」ということで、議会運営委員会で約半年も経過しています。</p> <p>請願は、市民として緊急性を必要とする観点から提出しているもので、それを迅速に処理しないことは、議決機関または意思決定機関の怠慢と言わざるを得ません。</p> <p>そこで、以下について請願を提出するものです。</p> <p>〔請願件名〕</p> <p>請願の迅速な審議と採決について</p> <p>〔請願理由〕</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民からの請願の早期審議と採決は、市議会の義務である。</li> <li>2 市民からの請願については、当該定例会中に審議・採決することを原則とする。</li> <li>3 やむを得ず、当該定例会で審議・採決ができない場合は、次期定例会で審議・採決する。</li> </ol> <p>以上です。</p>	